

【消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件（案）に対して提出された御意見及び御意見に対する考え方】

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
No.1	<p>一斉開放弁の点検票が新たに欲しい。一覧表で点検日を書いていく備考欄では記入しにくい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>御意見を踏まえ、点検票の運用について、通知等を示すことを検討します。</p>	<p>無</p>
No.2	<p>手動式起動操作部(手動起動弁)の操作により一斉開放弁が開放する構造であり、点検上、必然的に一斉開放弁の機能を確認することになる。</p> <p>今回の改正で、一斉開放弁の「機能」を設置後 15 年を経過したものに限り実施することとし、その後5年を経過するまでの間に確認することとした場合、手動式起動操作部(手動起動弁)の機能(開閉操作)を確認する際、一斉開放弁の開閉確認も実施することとなり、整合性が取れなくなる。</p> <p>従って、手動式起動操作部の「機能」に係る点検方法を、一斉開放弁の点検方法の改正内容に合わせることを提案する。</p> <p>なお、手動起動弁は、配管口径が15A 程度であり、開閉操作も容易に行うことができ、支障が出ることはないと推測する。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>御意見を踏まえ、加圧送水装置の手動式起動操作部に係る点検要領について、通知等を示すことを検討します。</p>	<p>無</p>
No.3	<p>① 泡消火の総合点検は消防の立ち合いとする又は測定状態の写真を添付すること。</p> <p>② 一斉開放弁の作動試験を行ったところには 県鏑のシールを各一斉開放弁の横の配管の所に貼ること。</p> <p>③ 泡原液の残量確認と残量を試験結果表に明記すること。</p> <p>④ 総合試験の泡放出後の補充を確認できる方法(例えば注入写真、納入伝票等)を添付すること。</p> <p>⑤ 一斉開放弁の作動試験は原液タンクのバルブを閉めて水でも良いとすること。</p> <p>⑥ 総合試験の泡放射は泡ヘッドに圧力計を付けて消防検査と同じように発砲圧力を明記し写真を添付すること。</p> <p>以上のようなことを行えばいい加減な点検業者が少なくなるのではないか。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社伸光テック】</p>	<p>不適正な点検に係る、注意喚起のリーフレットを作成する等により、適正な点検の推進を図ってきたところです。御意見についても参考にしながら、引き続き、適正な点検の推進方策について必要な検討を行ってまいります。</p>	<p>無</p>

No.4	<p>今回の泡消火設備の改正について、点検業者サイドからの意見であるが、今まで悩ましい点であった点検方法を減免するものと理解し賛成である。しかし、この改正は、環境対策を考慮し、PFOA を含有する消火剤の放出量を減らす意図で打ち出されたものと考え、そのような理解の上で、3点質問する。</p> <p>(1)一斉開放弁の点検方法について</p> <p>① PFOS、PFOAを含む消火剤については、設置後15年の間、一斉開放弁の点検は、外観点検で良い事になることは賛成ですが、それ以外の消火剤については従前通り、全数試験が必要となると思う。その他の消火剤についても何らかの軽減策を検討してほしい。</p> <p>② 15年経過した PFOS、PFOA を含む消火剤の一斉開放弁の点検方法について、10%とせず、10%程度という表現にしてほしい。</p> <p>(2)毒劇物である PFOS、PFOA の取扱いについて PFOA と PFOS の含有水の取り扱い、健康被害があるかもしれない含有水を、点検者が回収することになっており、今後、発がん性が認定されれば、企業が訴えられ、中小企業は立ち行かなくなる恐れもある。取り扱いも含めて、細かく指導してほしい。</p> <p>(3)今後の消防設備点検について 消防設備点検の基準が創設されて50年近くになる。今回の泡消火設備に限らず、点検要領通りに点検を行うのが困難な設備について、再検討してほしい。 【アークリード株式会社、甲南防災設備株式会社】</p>	<p>御賛同意見として承ります。</p> <p>(1)</p> <p>① 一斉開放弁については、PFOS・PFOA を含むか否かに関係なく、設置後15年間は外観に係る点検のみとし、機能に係る点検は不要とするものです。</p> <p>② 一斉開放弁の機能については、設置後15年を経過したものは、5年を経過する日までの間に正常であることを確認することとしており、1度に確認する点検数について特段規定していません。</p> <p>(2) PFOA や PFOS の含有水の取り扱いについては、関係法令に基づき適切に行われるものであるため、回答を差し控えることとします。</p> <p>(3) 引き続き、点検方法の合理化について必要な検討を行ってまいります。</p>	無
------	--	--	---

○提出意見数:4件

※1 提出意見数は、意見提出者数としています。

※2 その他、案について全く言及しておらず、案と無関係と判断されるものが1件ありました。

※3 とりまとめの都合上、いただいた御意見は要約し、類似する意見をとりとめる等の整理をしております。